

北海道PCB廃棄物処理施設への 入門許可申請手引書

平成18年12月

日本環境安全事業株式会社

1 はじめに

この手引書は、日本環境安全事業株式会社(以下「JESCO」といいます。)の北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準(以下「受入基準」といいます。)第3に掲げる受入対象物を搬入できる者として受入基準第2に規定する入門許可証の交付を受けたいポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「PCB廃棄物」といいます。)に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者及びPCB廃棄物の保管事業者のための手引きです。

2 申請の流れ

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への入門許可要綱第4に示した入門許可の手順に従い、別紙1のフロー図のとおり、入門の審査を行います。

3 申請手続き

(1)申請期間及び時間

別途、JESCOのホームページ等によりお知らせします。

(2)受付場所

日本環境安全事業株式会社北海道事業所
〒051-0001
住所 北海道室蘭市御崎町1丁目9番地8
電話 0143-22-3111

(3)申請方法

申請の受付は、上記(2)で行いますので、持参又は郵送若しくは宅配便にて、この手引書に記載する申請書類一式((4)に掲げる申請書及び5に掲げる関係書類を提出してください。FAXによる受付はしません。ご持参いただく場合は、あらかじめ電話でご予約の上、ご来所下さい。

申請書類に不備がなければ受理し、その旨文書にて通知いたします。受理されたものでなければ、以後の手続きは行いませんので、あらかじめご了承下さい。

(4)申請書の様式

様式1のとおりとします。

(5)提出部数

2部(正本1部及びその写し1部。写しは正本のコピーでかまいません。)

4 審査及び結果通知

(1)審査結果の通知

申請書類を審査した結果に基づき、許可又は不許可となったことを入門許可申請者に文書にて通知します。

(2)入門許可証等の交付

許可することとした者に対して、処理施設への入門に際して留意すべき事項等の説明を行います。入門許可証、入門許可車両証及び入門許可者証については、当該説明を完了した後に手交します。

(3)その他

入門許可を受けた者は、毎年6月までに、前年4月から当年3月までの間における「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に記載されている教育に関する実施状況記録、運搬容器に関する各種記録(容器の運用記録、点検実施記録及び修繕実施記録)等の写しを提供していただきますのでご了承下さい。

また、これと併せて、受入基準第8(3)に規定する連携者(以下「連携者」といいます。)と連携して収集運搬を行う者にとっては、当該連携者ごとに、当該各記録の写しを提出していただきますので、ご承知置き願います。

5 関係書類

入門許可申請書の関係書類は、以下のとおりです。申請時に入門許可申請書に下記の関係書類を以下の順番で綴じて提出していただきます。

(1)連携者がいない場合

申請者が作成する次の①～⑥に関する書類(PCB廃棄物の保管事業者の場合には、①については不要、⑥についてはこれに相当する資料とする。)

- ① PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- ② 申請者の印鑑証明書(発行後3ヵ月以内のもの)
※正本は原本を添付
- ③ 申請者の商業登記簿謄本(発行後3ヵ月以内のもの)
(個人の場合にあつては、申請者の住民票の写し(住民票抄本(発行後3ヶ月以内のもの)))
※正本は原本を添付
- ④ 事業計画書(作成方法は、別紙2参照)
- ⑤ PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会を修了した者の一覧
※修了証(写し)を必ず添付
- ⑥ 上記①の許可に係る申請書類のうち、次に掲げる事項を記載した書類の写し
 - (1) 事業計画の概要
 - (2) 運搬施設の概要
 - (3) 収集運搬業務の具体的な計画

(2)連携者がいる場合

申請者が作成する(1)①～⑥に関する書類の他に、連携者ごとに用意する、申請者が作成する次の①及び連携者が作成し申請者が適正であることを確認した②に関する書類

- ① 連携者に係る調書(様式2)
- ② ①の関係書類(連携者に係る(1)①～⑥に関する書類(連携者がPCB廃棄物の保管事業者の場合には、①については不要、⑥についてはこれに相当する資料とする。))

入門許可申請書

日本環境安全事業株式会社
北海道事業所長 殿

申請者
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

日本環境安全事業株式会社北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設にPCB廃棄物を搬入できる者として北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準第2に規定する入門許可証の交付を受けたいので、北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への入門許可要綱に基づき、関係書類を添えて申請します。

この申請書及び添付した関係書類の内容が真実と相違がある場合には、許可を取消されても異存ありません。

事業の範囲（取り扱うPCB廃棄物の種類及び事業対象地域を明らかにすること。）			
事業範囲に係る事務所及び事業所の所在地			
事業の用に供する収集運搬施設の種類及び数量			
PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可番号	道 県 市 名		許 可 番 号
安全管理責任者（又は、特別管理産業廃棄物管理責任者）、運行管理責任者（又は、保管管理、運搬、漏洩防止措置等の各作業管理責任者）及びPCB廃棄物の収集運搬に従事する者	氏 名	役 割	PCB廃棄物の収集運搬従事者講習会の修了番号
担当者	電話番号 F A X		

備考 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

連携者に係る調書

日本環境安全事業株式会社
北海道事業所長 殿

申請者
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

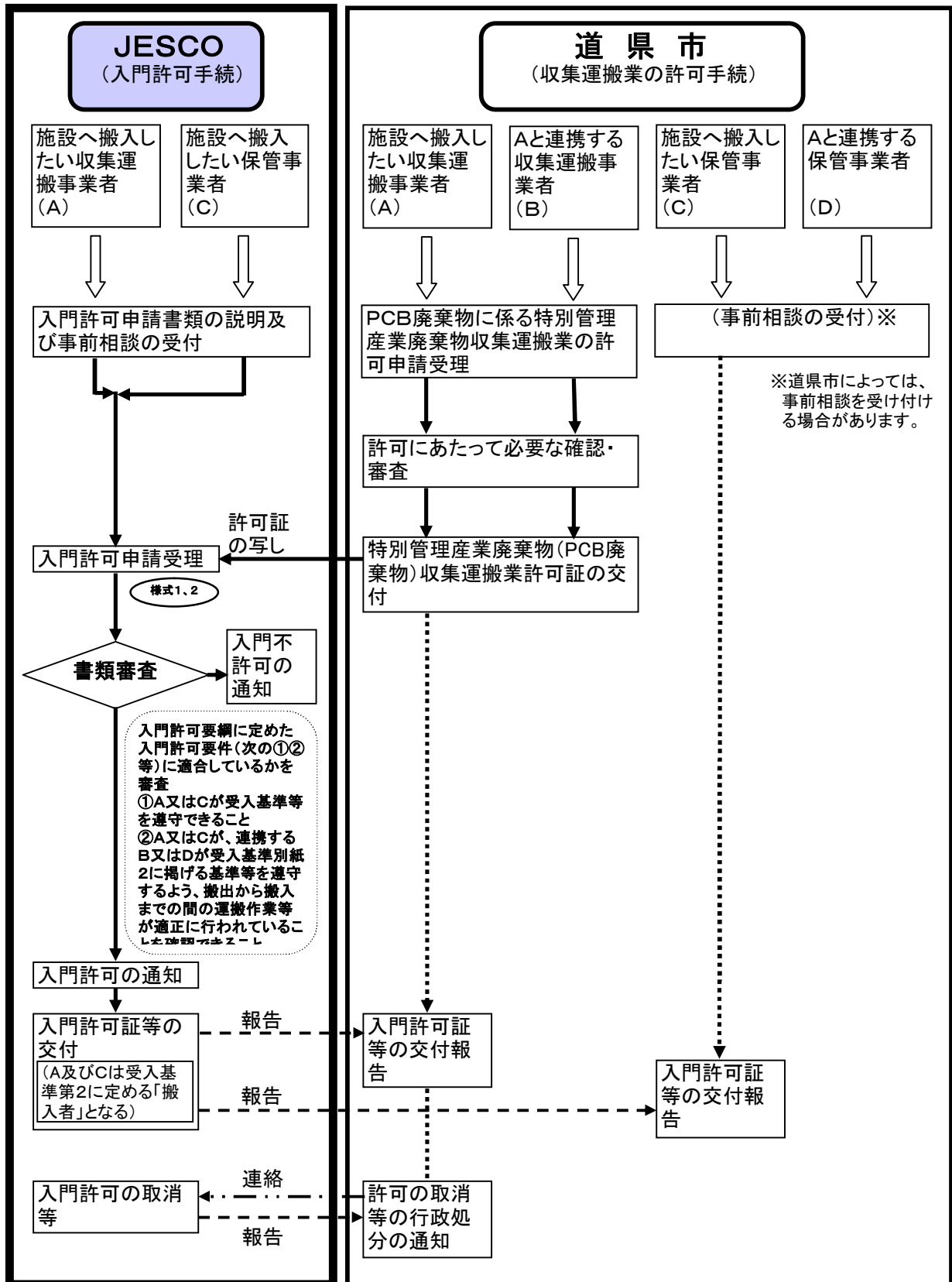
北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準第 8 (3) に規定する連携者については、関係法令、PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン及び受入基準別紙 2 に掲げる基準を遵守できることを確認しましたので、関係書類を添えて提出します。

この調書及び添付した関係書類の内容が真実と相違がある場合には、許可を取消されても異存ありません。

住所			
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	電話番号		
事業の範囲 (取り扱う受入対象物の種類及び事業対象地域を明らかにすること。)			
事業範囲に係る事務所及び事業所の所在地			
事業の用に供する収集運搬施設の種類及び数量			
PCB 廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可番号	道县市名		許可番号
安全管理責任者 (又は、特別管理産業廃棄物管理責任者)、運行管理責任者 (又は、保管管理、運搬、漏洩防止措置等の各作業管理責任者) 及び PCB 廃棄物の収集運搬に従事する者	氏 名	役 割	PCB 廃棄物の収集運搬従事者講習会の修了番号

備考 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

北海道事業に係る入門許可に関するフロー図



事業計画書の作成要領

1 事業計画書の形態

事業計画書は、A4判サイズを原則とする。A3判サイズを使用する場合は、A4判サイズ折込みを基本とします。

2 事業計画書の構成

事業計画書は、北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設へ搬入するPCB廃棄物の収集運搬を遂行するための「体制」、「教育」、「装備類」、及び「保険」について、4に示す項目及び記載事項に従って記載して下さい。

3 事業計画書の内容

事業計画書は、必要に応じてそれらを裏付ける資料を添えて提出するものとし、事業計画書の作成にあたっては、次のことに留意して下さい。

- (1) 関係法令、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン、北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準及び北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への入門許可要綱の内容及び要件に適合する計画であることを、極力、具体的で明確かつ簡潔に記載して下さい。
- (2) (1) に関して適合性が判断できない場合、申請者に不利な判断がなされることがあります。

4 事業計画書の項目、記載内容及び審査のポイント

事業計画書の項目、記載内容及び審査のポイントは、別表のとおりですが、作成する主体により異なる部分があります。作成する主体については、次のとおり分類しております。

主 体	
搬入者	収集運搬業者（貨物自動車運送事業者）
	保管事業者（※1）
連携者	収集運搬業者
	貨物自動車運送事業者
	鉄道運送事業者
	船舶運航事業者（※2）
	保管事業者（※1）

※1：PCB廃棄物の保管事業者が、搬入者である場合は別表中「収集運搬業者等（貨物自動車運送事業者）」の列に記載された内容により、連携者（連携者となる鉄道運送事業者又は船舶運航事業者を除く。）である場合は別表中「連携する貨物自動車運送事業者等」の列に記載された内容により、それぞれ作成して下さい。

※2：貨物自動車ごと（被牽引車がある場合には牽引車から被牽引車を切り離さない。）その運転手も同乗して船舶によりPCB廃棄物を海上輸送する場合は、その輸送は当該貨物自動車運送事業者による運搬過程とみなされるため、当該船舶の船舶運航事業者は「連携者」に該当しません。

項目	事業計画書				事業計画書に対する審査のポイント		該当項目
	記載内容及び必要書類				書類審査の審査基準	装備類等の確認の審査対象	
	搬入者(受入基準の遵守)	連携者(受入基準別紙2に掲げる基準の遵守)					
収集運搬業者等 (貨物自動車運送事業者等)	連携する貨物自動車運送事業者等	連携する鉄道運送事業者	連携する船舶運航事業者				
1 人的能力の確保	1. PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインに規定された社内体制 (PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書類の写しで可)				○安全管理責任者、運行管理責任者等(PCB廃棄物の保管事業者にあつては、特別管理産業廃棄物管理責任者、保管管理、運搬、漏洩防止措置等の各作業管理担当者等)を配置し安全管理体制を構築した社内体制となっていること。		○受入基準第7 ○入門許可要綱第3④
2 教育・訓練	2. 知識・技能				○左記講習会の合格証の写しとそこに記載された氏名とを照合すること等により、安全管理責任者等が左記の受講を修了したと判断できるものであること。		
	(1)安全管理責任者及び運行管理責任者(PCB廃棄物の保管事業者にあつては、特別管理産業廃棄物管理責任者及び保管管理、運搬、漏洩防止措置等の各作業管理担当者) 財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会又は都道府県知事(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第24条の2に規定する政令で定める市の市長を含む。)がPCB廃棄物の収集運搬作業従事者の資格要件を満たす知識及び技能が取得可能な講習会として認定した講習会(JESCOが適当と認めるものに限る。)を修了したことを証する書類を提出すること。	(1)安全管理責任者及び運行管理責任者(PCB廃棄物の保管事業者にあつては、特別管理産業廃棄物管理責任者及び保管管理、運搬、漏洩防止措置等の各作業管理担当者) 財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会又は都道府県知事(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第24条の2に規定する政令で定める市の市長を含む。)がPCB廃棄物の収集運搬作業従事者の資格要件を満たす知識及び技能が取得可能な講習会として認定した講習会(JESCOが適当と認めるものに限る。)を修了したことを証する書類を提出すること。	(1)安全管理責任者及び運行管理責任者(PCB廃棄物の保管事業者にあつては、特別管理産業廃棄物管理責任者及び保管管理、運搬、漏洩防止措置等の各作業管理担当者) 財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会又は都道府県知事(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第24条の2に規定する政令で定める市の市長を含む。)がPCB廃棄物の収集運搬作業従事者の資格要件を満たす知識及び技能が取得可能な講習会として認定した講習会(JESCOが適当と認めるものに限る。)を修了したことを証する書類を提出すること。				
	(2)収集・運搬従事者 収集・運搬従事者が、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会又は都道府県知事(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第24条の2に規定する政令で定める市の市長を含む。)がPCB廃棄物の収集運搬作業従事者の資格要件を満たす知識及び技能が取得可能な講習会として認定した講習会(JESCOが適当と認めるものに限る。)を修了した場合は、その者がこれらの講習会を修了したことを証する書類を提出すること。これらの講習を修了した安全管理責任者又は運行管理責任者(PCB廃棄物の保管事業者にあつては、特別管理産業廃棄物管理責任者又は保管管理、運搬、漏洩防止措置等の各作業管理担当者)による社内教育による場合は、教育内容と実施に関する計画書を提出すること。なお、教育実施後速やかに報告書を提出すること。	(2)収集・運搬従事者 連携する鉄道運送業者が作成する「化成品貨物事業時急急処理ハンドブック」等にPCB廃棄物に関する事項を追記し、また、当該ハンドブック等を活用等して、列車と各駅に常備する緊急時対応マニュアルを作成し、当該ハンドブック及び当該マニュアルの内容について収集・運搬従事者に周知すること。	(2)収集・運搬従事者 収集・運搬従事者が、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会又は都道府県知事(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第24条の2に規定する政令で定める市の市長を含む。)がPCB廃棄物の収集運搬作業従事者の資格要件を満たす知識及び技能が取得可能な講習会として認定した講習会(JESCO			○搬入者、連携する貨物自動車運送事業者等及び連携する船舶運航事業者にあつては、収集・運搬従事者の社内教育については、必要となる運転手等の各収集・運搬従事者が具体的に想定されており、かつ、それらの者に対する教育・訓練のカリキュラム及び効果判定方法が適正かつ明確であり、かつ、確実に実施できると判断で	

				が適当と認めるものに限る。)を修了した場合は、その者がこれらの講習会を修了したことを証する書類を提出すること。これらの講習を修了した安全管理責任者又は運行管理責任者(PCB廃棄物の保管事業者にあつては、特別管理産業廃棄物管理責任者又は保管管理、運搬、漏洩防止措置等の各作業管理担当者)による社内教育による場合は、教育内容と実施に関する計画書を提出すること。なお、教育実施後速やかに報告書を提出すること。	きる教育・訓練の計画であること。		
		3. PCB収集・運搬ガイドライン4. 2に基づき毎年度行なうこととなる収集・運搬従事者の教育及び必要に応じての訓練において、次に掲げる「入門許可要件で定める知識・技能」に関する教育訓練(科目、頻度、教育方法を具体的に示したもの)を的確に行うことを示す具体的な教育・訓練計画。			○搬入者、連携する貨物自動車運送事業者等及び連携する船舶運航事業者にあつては、収集・運搬従事者の社内教育については、必要となる運転手等の各収集・運搬従事者が具体的に想定されており、かつ、それらの者に対する教育・訓練のカリキュラム及び効果判定方法が適正かつ明確であり、かつ、確実に実施できると判断できる教育・訓練の計画であること。		
		入門許可要件で求める知識・技能 (1) 受入基準の内容 (2) (1)に適合した収集運搬を確実に行うために搬入者として行わなければならない事項の理解	入門許可要件で搬入者を通じて連携者に求める知識・技能 (1) 受入基準別紙2に掲げる基準の内容 (2) (1)に適合した収集運搬を確実に行うために連携者として行わなければならない事項の理解				
		(次の事項についての教育内容、教育方法、教育効果の確認方法を具体的に記述すること)。 ・受入対象物 ・運搬容器(受入基準別紙1別表(1)及び(2)の内容を含む。) ・運搬車両(同別紙1別表(3)の内容を含む。) ・GPSシステム(同別紙1別表(4)及び(5)の内容を含む。) ・従事者の教育・訓練 ・緊急時の対応方法 ・収集運搬の安全の確保等(運搬作業については、冬季の路面凍結に対応できるタイヤチェーンの装備が必要であることを含む。) ・水の付着等 ・搬入経路等 ・搬入時間帯 ・受入拒否 ・保険	・受入対象物 ・運搬容器(準用する受入基準別紙1別表(1)及び(2)の内容を含む。) ・GPSシステム(読み替えて準用する受入基準別紙2別表(2)1に記載された内容を含む。) ・従事者の教育・訓練 ・緊急時の対応方法 ・収集運搬の安全の確保等(運搬作業については、冬季の路面凍結に対応できるタイヤチェーンの装備が必要であることを含む。) ・水の付着等 ・運搬経路等 ・保険	・受入対象物 ・運搬容器(準用する受入基準別紙1別表(1)及び(2)の内容を含む。) ・既存の鉄道運行管理体制(受入基準別紙2別表(3)1に記載された内容を含む。) ・従事者の教育 ・収集運搬の安全の確保等 ・水の付着等 ・保険	・受入対象物 ・運搬容器(準用する受入基準別紙1別表(1)及び(2)の内容を含む。) ・船舶運航管理システム(受入基準別紙2別表(4)1に記載された内容を含む。) ・従事者の教育・訓練 ・緊急時の対応方法 ・収集運搬の安全の確保等 ・水の付着等 ・保険		
3	(1) ①	1. 仕様・設計図 次の内容を網羅していること。 (1)外形・強度 ① 外寸は、幅 2,000mm 以下、奥行 2,950mm 以下であつて、かつ、高さが 2,050mm 以下であること。	1. 仕様・設計図 (自ら運搬容器を装備せず、搬入者又は連携者の運搬容器を使用する場合には、その運搬容器の所有者を明示することで省略可。)		○使用しようとする運搬容器の全てについて、左記の性能(外形・強度、材質、構造)を満たすと判断できる仕様書及び設計図面であること。 ○自ら運搬容器を装備せず、搬入者又は連携者の運搬容器を使用する場合には、その運搬容器を使用できるこ	○左記に適合したものであることが判断できる運搬容器の写真(数種類製作した場合には、種類ごとの写真を用意すること。) ○自ら運搬容器を	○受入基準第4(1)(2) ○受入基準別紙1別表(1)上欄 ○受入基準別紙2別表(1)2

器
漏
れ
防
止
型
金
属
ト

- ② 容器本体に次の表示がされていること。
ア 所有者又は管理者の氏名又は名称及び連絡先
イ 容器の総自重
 - ③ 自重を含めて5tの重量があるときに、フォークリフトで持ち上げた場合又はクレーンで吊り上げた場合に、容器本体、フォークポケット及びクレーン用の吊手にゆがみ、変形、破損その他の異常が認められないこと。
 - ④ 運搬するPCB廃棄物に含まれる液量の 1.25 倍以上の空間容量を有し、その空隙に同液量の 1.1 倍以上を吸収できる吸収材を入れることができること。
- (2)材質
ステンレススチール製であること。
- (3)構造
- ① 底面及び側面が密閉構造であり、蓋を閉めたときに雨水が内部に侵入しない構造であること。
 - ② 蓋は容器が転倒しても容易に外れることがなく、かつ、内容物が飛散又は流出することがない構造であること。
 - ③ 底面には4方向からフォークリフトで荷役できるフォークポケットを有すること。
 - ④ 容器本体4隅及び蓋にクレーン用の吊手を有し、安全に持ち上げられる構造であること。
 - ⑤ 容器内面は容易に拭き取りができるように、複雑な形状及び表面の凹凸を避けること。
 - ⑥ 取付け及び取外しを容易に行うことができる仕切板による内部仕切りができる構造であること。
 - ⑦ 容器は、運搬時に転倒又は落下することのないように、運搬車両荷台に固定できること。
 - ⑧ PCB廃棄物を固定した状態での運搬中の急制動、急カーブ等の際に容器の形状が保たれるようPCB廃棄物を固定できること。

2. 性能確認試験の方法

2. 性能確認試験の方法
(自ら運搬容器を装備せず、搬入者又は連携者の運搬容器を使用する場合には、その運搬容器の所有者を明示することで省略可。)

上記の性能(外寸・強度、材質、構造)が確保されていることを確認する試験方法、判断基準

- ② 1. 仕様・設計図
1. 仕様・設計図
(自ら運搬容器を装備せず、搬入者又は連携者の運搬容器を使用する場合には、その運搬容器の所有者を明示することで省略可。)
- 次の内容を網羅していること。
- (1)外形・強度
- ① 運搬車両の荷台にトレイを固定した状態でPCB廃棄物を天井クレーンにより積み下ろすことから、トレイの高さは、その天井クレーンの吊手巻き上げ上限高さ 6.6 m を考慮したものであること。
 - ② トレイ本体に次の表示がされていること。
ア 所有者又は管理者の氏名又は名称及び連絡先
イ トレイの総自重
 - ③ 無負荷の状態でクレーンで吊り上げた場合に、トレイ本体及びクレーン用の吊手にゆがみ、変形、破損その他の異常が認められないこと。
 - ④ 800mm 以上の壁面高さを有し、又は 200mm 以上の壁面高さ及び運搬するPC

とを判断できるものであること。

装備せず、搬入者又は連携者の運搬容器を使用する場合には、その運搬容器を使用することができることを証する契約書の写し等

○試験方法及び判断基準が上記1の仕様及び設計図面に照らし、適正かつ確実であると判断できるものであること。

○上記の試験方法で行った性能確認の結果が所期の判断基準に適合していることを示す書類。

○使用しようとする運搬容器の全てについて、上記の性能(外形・強度、材質、構造)を満たすと判断できる仕様書及び設計図面であること。
○自ら運搬容器を装備せず、搬入者又は連携者の運搬容器を使用する場合には、その運搬容器を使用できることを判断できること。

○上記に適合したものであることが判断できる運搬容器の写真(数種類製作した場合には、種類ごとの写真を用意すること。)
○自ら運搬容器を装備せず、搬入者又は連携者の運搬容器を使用する場合には、その運搬容器を使用することができることを証す

○受入基準第4(3)
○受入基準別紙1別表(2)上欄
○受入基準別紙2別表(1)2

レイ	<p>B廃棄物に含まれる液量の1.25倍以上の空間容量を有し、同液量の1.1倍以上を吸収できる吸収材を入れることができること。</p> <p>(2)材質 ステンレススチール製であること。ただし、再使用しないトレイにあつては鉄製でもよい。</p> <p>(3)構造</p> <p>① 底面及び側面からPCB廃棄物が漏洩しない構造であること。</p> <p>② 吊り上げるときに最も形状を保ち易い4ヶ所にクレーン用の吊手を有し、安全に持ち上げられる構造であること。</p> <p>③ トレイ内面は容易に拭き取りができるように、複雑な形状及び表面の凹凸を避けること。</p> <p>④ トレイは、運搬時に転倒又は落下することのないように、トレイの4隅又はこれに代わる適切な位置にフック等の器具を設けて運搬車両荷台に固定できること。</p> <p>⑤ PCB廃棄物を固定した状態での運搬中の急制動、急カーブ等の際にトレイの形状が保たれるようPCB廃棄物を固定できること。</p>				<p>る契約書の写し等</p>
	<p>2. 性能確認試験の方法</p> <p>2. 性能確認試験の方法 (自ら運搬容器を装備せず、搬入者又は連携者の運搬容器を使用する場合には、その運搬容器の所有者を明示することで省略可。)</p> <p>上記の性能(外寸・強度、材質、構造)が確保されていることを確認する試験方法、判断基準</p>			<p>○試験方法及び判断基準が上記1の仕様及び設計図面に照らし、適正かつ確実であると判断できるものであること。</p>	<p>○左記の試験方法で行った性能確認の結果が所期の判断基準に適合していることを示す書類。</p>
③ 運搬容器の維持管理計画	<p>運搬容器についてその健全な性能を確保するために必要な維持管理の実施計画を示すこと。その際、運搬容器の経年劣化、使用頻度等を考慮しつつ、次に示す事項ごとに記述すること。</p> <p>(1)使用前確認 次に示す内容を満たす使用前確認の実施方法を示すこと。</p> <p>①漏れ防止型金属容器の使用前確認の方法 容器の使用に当たっては、その都度、次に掲げる状態にあることを目視で確認するとともに、収容しようとする物の重量及び容器の自重の合計が5t以下になることを確認すること。</p> <p>ア. PCB廃棄物が残存していないこと。</p> <p>イ. 錆等による腐食がないこと。</p> <p>ウ. 著しい損傷がないこと。</p> <p>②漏れ防止型金属トレイ使用前確認の方法 トレイの使用に当たっては、その都度、次に掲げる状態にあることを目視で確認すること。</p> <p>ア. PCB廃棄物が残存していないこと。</p> <p>イ. 錆等による腐食がないこと。</p> <p>ウ. 著しい損傷がないこと。</p> <p>(2)定期検査の実施 運搬容器として有していなければならない性能が維持されていることを確認するための検査の実施計画、実施方法及び判断基準を示すこと。</p>			<p>○使用前確認及び定期検査の実施者、実施内容、記録の整備及び保存方法、異常があつた場合の対応方法が具体的かつ適正であると判断できる運搬容器の維持管理計画であること。</p> <p>○定期検査の実施内容が運搬容器の経年劣化、使用頻度等を反映したもとなつていることが判断できる運搬容器の維持管理計画であること。</p>	<p>○受入基準 別紙1別表(1)下欄1及び別表(2)下欄1</p> <p>○受入基準 別紙2別表(1)2</p>
(2) ① 吸収	<p>材質、性能等 次の条件を満たしているものであることを製品カタログ、製品試験結果等で明確に示すこと。</p>			<p>○左記の性能①～④を満たすものであると判断できる資料が示されていること。</p>	<p>○左記の吸収材と同一のものを備えたことを明らかに示すこと。</p> <p>○受入基準 別紙1別表(1)下欄</p>

材 材	<p>① 材質はセルロース系であること。</p> <p>② PCBを吸収しやすく、かつ、水を吸収しにくいものであること。</p> <p>③ PCBを吸収した状態で持ち上げたときに、容易に漏洩し、滴下し、又は流出しないものであること。</p> <p>④ PCBを吸収した場合には、それが目視で判別できるものであること。</p> <p>※吸収材については、北海道PCB廃棄物処理施設での処理状況により、今後検討し、変更を求めることがある。</p>				かにする納品書、写真等	2(1)及び別表(2)下欄2(1) ○受入基準別紙2別表(1)2
② 吸 収 材 の 袋 等	<p>吸収材を容器内に立ち入らずに容易に取り出せる状態で使用するため、袋等に收容して使用する場合に記載すること。</p> <p>材質、性能等</p> <p>次の条件を満たしているものであることを製品カタログ、製品試験結果等で明確にすること。</p> <p>① 材質はセルロース系であること。</p> <p>② 袋等に收容した状態で吸収材がPCBを吸収しやすく、かつ水を吸収しにくいものであること。</p> <p>③ 袋等に收容した状態で吸収材がPCBを吸収した状態で持ち上げたときに、容易に漏洩し、滴下し、又は流出しないものであること。</p> <p>④ 内部の吸収材がPCBを吸収したか否かについての判別が困難となることがないような色、厚さの生地を使用すること。</p> <p>※吸収材の袋等については、北海道PCB廃棄物処理施設での処理状況により、今後検討し、変更を求めることがある。</p>			○左記の性能①～④を満たすものであると判断できる資料が示されていること。	○左記の吸収材の袋等と同一のものを備えたことを明らかにする納品書、写真等	○受入基準別紙1別表(1)下欄2(2)及び別表(2)下欄2(2) ○受入基準別紙2別表(1)2
(3) 運 搬 車 両	<p>使用する予定の運搬車両(処理施設に入門しない運搬車両を除く。)が、次に掲げる要件を備えたものであることを示す書類</p> <p>(1)運搬車両は、総重量が40t以下であること。</p> <p>(2)トレーラートラックで運搬する場合には、トレーラーの車長が16m(セミトレーラー相当)を超えないこと。</p> <p>(3)漏れ防止型金属容器により運搬する場合には、フォークリフトにより車両進行方向左側側面から積み下ろせること。</p> <p>(4)漏れ防止型金属トレイにより運搬する場合には、漏洩がない限り車両にそのトレイを固定した状態でPCB廃棄物を天井クレーンにより積み下ろすことから、車両の荷台の高さは、その天井クレーンの吊手巻き上げ上限高さ6.6mを考慮したものであること。</p>				○使用する全ての運搬車両(処理施設に入門しない運搬車両を除く。)について、左記の条件に適合した車両であることが判断できる書類であること。 <p>○上記車両がPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得した際に申請した車両であることが判断できる書面(許可申請書の写し、車番が写った写真等)であること(PCB廃棄物の保管事業者を除く。)</p>	○受入基準第5 ○受入基準別紙1別表(3)
(4) G P S シ ス テ	<p>1. NECネットエスアイ(株)のRouteviシステムを使用する場合は、その旨を記載すること。</p> <p>2. 上記以外のシステムを使用する場合は、JESCOのシステムと接続することができるものでなければならず、かつ、次の条件を満たすこと。</p>	<p>2. 上記以外のシステムを使用する場合は、搬入者のシステムと接続することができるものでなければならず、かつ、次の条件を満たすこと。</p>	1. 列車の運行に係るシステム及びIT-FRENSシステムを使用する旨記載すること。		○搬入者及び連携する貨物自動車運送事業者等にあっては、GPSシステム提供会社との契約書又は仮契約書の写	○受入基準第6 ○受入基準別紙1別表(4)及び別表(5) ○受入基準

ム ／ 運 行 管 理 シ ス テ ム ・ 体 制	<p>(1) 次に掲げるGPSシステムの仕様に適合していること。</p>		<p>1. 次に掲げる船舶の運航状況等を管理するシステム(以下「船舶運航管理システム」という。)の仕様に適合していること。</p>		<p>し</p>	<p>別紙2別表(2)1、別表(3)1及び別表(4)1</p>
	<p>①GPSシステムを構成する機器 GPSシステムは、車載装置を備えるとともに、当該運搬車輛の運行状況を管理する事業所に車載装置が発信する情報を受信し運搬車両の運行状況を管理する運行状況管理設備(以下「管理設備」という。)を備えるものとする。</p> <p>②車載装置の機能 車載装置は、以下の機能を備えるものとする。</p> <p>ア 衛星通信その他の方法による管理設備との情報の送受信</p> <p>イ 全球測位システムを用いた運搬車両の位置の測定</p> <p>ウ 加速度センサー等による運搬車両に加わる加速度の検出</p> <p>エ 運搬車両速度の測定</p> <p>オ ウを用いた、あらかじめ指定していた運行状況から逸脱した異常状態の検出(以下「異常状態の検出」という。)</p> <p>カ 運転従事者からの渋滞等の道路状況や運転従事者の体調不良等の運搬状況に関する情報の入力</p> <p>キ 自動または手動によるイ～カの情報の発信</p> <p>③異常状態の検出の定義 ②オに定める異常状態の検出とは、急ブレーキ、急発進等により運搬車両に加わる加速度が予め指定した値を超えた時とする。</p> <p>④車載装置が発信する情報 車載装置が発信する情報は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 運搬車両を識別することができる情報</p> <p>イ 運搬車両の現在位置(全球測位システムにより取得した緯度経度)を示す情報</p> <p>ウ 運搬状態を識別する情報(運行開始・運行終了、積み込み(収集)開始・積み込み(収集)終了、積下し(搬入)開始・積下し(搬入)終了、休息開始・休息終了、積替え開始・積替え終了(※)、仮眠開始・仮眠終了、待機開始・待機終了等)</p> <p>※ 鉄道を利用する場合には貨物自動車から貨物列車への若しくは貨物列車から貨物自動車へのコンテナの載替え時を、又は、船舶を利用する場合には貨物自動車(被牽引車がある場合は被牽引車)の乗船、下船時を含む。</p> <p>エ 運搬中の個々のPCB廃棄物を識別することができる情報</p> <p>オ 運転従事者が連絡が必要であると判断した時(以下「緊急事態」という。)に、その状況を含め運転従事者により入力された情報</p>		<p>①船舶運航管理システムを構成する機器 船舶運航管理システムは、運搬船に船舶電話等装置を備えるとともに、当該運搬船の運航状況を管理する事業所(以下「管理事業所」という。)に船舶電話等装置が送受信する情報により運搬船の運航状況を管理する運航状況管理設備(以下「管理設備」という。)を備えるものとする。</p> <p>②船舶電話等装置の機能 船舶電話等装置は、以下の機能を備えるものとする。</p> <p>ア 船舶電話その他の方法による管理設備との情報の送受信</p> <p>イ GPSを用いた運搬船の位置の測定</p> <p>ウ 運転従事者又は管理事務所からの高波等の海象や港内事情等の運搬状況に関する情報の伝達</p> <p>エ 手動によるイ及びウの情報の発信</p> <p>③船舶電話等装置が発信する情報 船舶電話等装置が発信する情報は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 運搬船を識別することができる情報</p> <p>イ 運搬船の現在位置(GPSにより取得した緯度経度)を示す情報</p> <p>ウ 運搬中の個々のPCB廃棄物を識別することができる情報</p> <p>エ 運転従事者又は管理事務所が連絡が必要であると判断した時(以下「緊急事態」という。)に、その状況を含め運転従事者又は管理事務所により伝達された情報</p>	<p>いて具体的に示され、JESCOのシステムと接続可能であり、かつ、必要な付帯費用が負担できると判断できる書面であること。</p>		

⑤緊急事態の定義

④オに定める緊急事態とは以下の時とする。

ア 運搬車両の接触、横転等の交通事故発生時

イ 地震、洪水等の自然災害や運転従事者の急病等により、収集運搬の継続が困難となった時

ウ その他不測の事態が発生した時

⑥情報発信の時期

車載装置による情報発信の時期及びそれぞれの時期に発信される情報は、以下のとおりとする。

情報発信の時期	発信される情報 (④に掲げる項目番号)
運行開始・運行終了 休息開始・休息終了 仮眠開始・仮眠終了 待機開始・待機終了	ア、イ、ウ
積込み開始・積込み終了	ア、イ、ウ、エ
積下し開始・積下し終了	ア、イ、ウ
積替え開始・積替え終了	ア、イ、ウ
運行中(運行開始から運行終了までの10分毎)(※)	ア、イ、ウ
JESCOが指定する地点を通過したとき	ア、イ、ウ
異常状態の検出の時	ア、イ、エ、オ
緊急事態の発生時	ア、イ、エ、オ

※海上輸送中を除く。

⑦管理設備の機能

管理設備は以下の機能を備えなければならない。

ア 車載装置から発信された情報の蓄積、整理

イ アの情報を軌跡地図、走行履歴等の形式による表示

ウ 日報の作成

エ 関係機関への情報の提供

エ 搬入者への情報の提供

オ ③に定める異常状態の検出の時に、車載装置に運搬状況を確認する信号を発信

カ オの後、車載装置からの応答がなく、その状態が30分間続いた場合、関係機関への自動による通報の配信

カ オの後、車載装置からの応答がなく、その状態が30分間続いた場合、搬入者への自動による通報の配信

キ 緊急事態の発生時に運転従事者からの通報による関係機関への通報等の配信

キ 緊急事態の発生時に運転従事者からの通報による搬入者への通報等の配信

⑧管理設備が関係機関に行う通報の内容

⑦カ及びキにおいて管理設備が関係機関に行う通報(以下「緊急通報」という。)の内容は、次のものを含むものとする。

⑧管理設備が搬入者に行う通報の内容

⑦カ及びキにおいて管理設備が搬入者に行う通報(以下「緊急通報」という。)の内容は、次のものを含むものとする。

④緊急事態の定義

③エに定める緊急事態とは以下の時とする。

ア 運搬船の接触、転覆等の海難事故発生時

イ 津波、台風等の海象や船舶の故障、港内事情等により、収集運搬について著しい遅延が生じ、又は継続が困難となった時

ウ その他不測の事態が発生した時

⑤情報発信の時期

船舶電話等装置による情報発信の時期及びその時期に発信される情報は、以下のとおりとする。

情報発信の時期	発信される情報 (③に掲げる項目番号)
緊急事態の発生時	ア、イ、ウ、エ

⑥管理設備の機能

管理設備は以下の機能を備えなければならない。

ア 船舶電話等装置から発信された情報の蓄積、整理

イ 日報の作成

ウ 搬入者への情報の提供

エ 緊急事態の発生時に搬入者への通報等の発信

⑦管理設備が搬入者に行う通報の内容

⑥エにおいて管理設備が搬入者に行う通報(以下「緊急通報」という。)の内容は、次のものを含むものとする。

ア 搬入者の社名、住所及び連絡先	ア 連携する貨物自動車運送事業者等の社名、住所及び連絡先	ア 連携する船舶運航事業者の社名、住所及び連絡先	ア 連携する船舶運航事業者の社名、住所及び連絡先
イ 緊急事態が発生した場所 ウ 緊急事態が発生した運搬車両の名称、車種及びナンバー		イ 緊急事態が発生した場所 ウ 緊急事態が発生した運搬船の名称及び船舶番号	イ 緊急事態が発生した場所 ウ 緊急事態が発生した運搬船の名称及び船舶番号
エ 緊急事態が発生した運搬車両の運転従事者の氏名及び連絡先		エ 緊急事態が発生した運搬船の運転従事者の氏名及び連絡先	エ 緊急事態が発生した運搬船の運転従事者の氏名及び連絡先
オ 緊急事態が発生した運搬車両に積載しているPCB廃棄物の数量及び荷主		オ 緊急事態が発生した運搬船に積載しているPCB廃棄物の数量及び荷主	オ 緊急事態が発生した運搬船に積載しているPCB廃棄物の数量及び荷主
カ 緊急事態に対応するにあたって留意すべき事項		カ 緊急事態に対応するにあたって留意すべき事項	カ 緊急事態に対応するにあたって留意すべき事項
キ PCBの毒性等緊急対応のための情報(イエローカード相当の情報)		キ PCBの毒性等緊急対応のための情報(イエローカード相当の情報)	キ PCBの毒性等緊急対応のための情報(イエローカード相当の情報)
⑨緊急通報の配信は、以下の関係機関に対し、FAX又はその他の手段により行うことができるものとする。	⑨緊急通報の配信は、搬入者に対し、FAX又はその他の手段により行うことができるものとする。	⑧緊急通報の発信は、搬入者に対し、FAX又はその他の手段により行うことができるものとする。	⑧緊急通報の発信は、搬入者に対し、FAX又はその他の手段により行うことができるものとする。
ア JESCO			
イ 北海道及び室蘭市			
ウ 緊急事態が発生した場所を管轄する都道府県又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第24条の2に規定する政令で定める市			
エ 積載しているPCB廃棄物の保管に係る事業場の所在地を管轄する道県又は(3)に掲げる市			
オ その他JESCOが指定する機関			
⑩GPSシステムの導入方法 GPSシステムは、搬入者が自ら整備するほか、自らの責任においてこのようなサービスを提供する事業者と契約することにより整備してもよいこととする。	⑩GPSシステムの導入方法 GPSシステムは、連携する貨物自動車運送事業者等が自ら整備するほか、自らの責任においてこのようなサービスを提供する事業者と契約することにより整備してもよいこととする。	⑨船舶運航管理システムの導入方法 船舶運航管理システムは、連携する船舶運航事業者が自ら整備するほか、自らの責任においてこのようなサービスを提供する事業者と契約することにより整備してもよいこととする。	⑨船舶運航管理システムの導入方法 船舶運航管理システムは、連携する船舶運航事業者が自ら整備するほか、自らの責任においてこのようなサービスを提供する事業者と契約することにより整備してもよいこととする。
(2) 次に掲げるGPSシステムの運用方法に適合していること。		2. 次に掲げる船舶運航管理システムの運用方法に適合していること。	2. 次に掲げる船舶運航管理システムの運用方法に適合していること。
①車載装置の運搬車両への固定 運搬車両に搭載した車載装置は、車両に固定して使用し、他の車両には用いないこと。	①車載装置の運搬車両への固定 運搬車両に搭載した車載装置は、車両に固定して使用し、他の車両には用いないこと。		
②緊急事態の発生時の連絡体制の確保 搬入者は、PCB廃棄物の運搬作業等を行っている時は海上輸送中を除きGPSシステムを必ず用いて、運行状況を把握し、異常状態の検出時を含め緊急事態が発生した時には速やかに運転従事者との連絡を行う等の対応が可能な体制を確保すること。(海上輸送中はGPSシステムの代替措置により、当該体制を確保すること。)	②緊急事態の発生時の連絡体制の確保 連携する貨物自動車運送事業者等は、PCB廃棄物の運搬作業等を行っている時は海上輸送中を除きGPSシステムを必ず用いて、運行状況を把握し、異常状態の検出時を含め緊急事態が発生した時には速やかに運転従事者との連絡を行う等の対応が可能な体制を確保すること。(海上輸送中はGPSシステムの代替措置により、当該体制を確保すること。)	①緊急事態の発生時の連絡体制の確保 連携する船舶運航事業者は、PCB廃棄物の運搬作業等を行っている時は、船舶運航管理システムを必ず用いて、運航状況を把握し、緊急事態が発生した時には速やかに運転従事者との連絡を行う等の対応が可能な体制を確保すること。 また、連携する船舶運航事業者は緊急事態が発生した時には、搬入者に連	①緊急事態の発生時の連絡体制の確保 連携する船舶運航事業者は、PCB廃棄物の運搬作業等を行っている時は、船舶運航管理システムを必ず用いて、運航状況を把握し、緊急事態が発生した時には速やかに運転従事者との連絡を行う等の対応が可能な体制を確保すること。 また、連携する船舶運航事業者は緊急事態が発生した時には、搬入者に連

また、搬入者は緊急事態が発生した時には、JESCO及びJESCOが定める関係機関に連絡すること。

③JESCOへの情報提供

搬入者は、積込み完了時、積替え完了時(鉄道を利用する場合には貨物自動車から貨物列車への若しくは貨物列車から貨物自動車へのコンテナの載替え時を、又は、船舶を利用する場合には貨物自動車(被牽引車がある場合は被牽引車)の乗船、下船時を含む。)、積下し完了時に、時刻、位置及びPCB廃棄物を識別できる情報をセキュリティを確保した回線でJESCOに通知すること。

④運搬車両の軌跡地図等の情報提供

搬入者は、管理設備で表示・管理に供される軌跡地図等の情報をウェブ技術により、JESCOに提供すること。なお、JESCOに提供された軌跡地図の情報は、処理施設の処理情報センター内において、施設の見学者等に対して公開するものとする。

⑤運行状況報告の提出

搬入者は、運行終了時に、GPSシステムで把握した情報をJESCOが別に定める様式により整理して、運行状況報告としてJESCOに電子媒体で提出すること。

⑥連携者と連携して収集運搬を行う場合の対応

ア 搬入者は、連携者と連携して収集運搬を行う場合、上記②から⑤については、その連携者が行う運搬作業等を含めた一連の運搬作業等に対して対応すること(連携者が行う運搬作業等が、鉄道運送事業者による場合にあっては鉄道運送事業者が整備するシステムにより搬入者が把握した情報を用いたもの、船舶運航事業者による場合にあっては船舶運航事業者が提供する緊急事態の発生時の連絡体制及び運行状況報告に関する情報を用いたものにより対応することができる。)。ただし、③及び④については連携者が直接JESCOに通知又は提供することにより、搬入者が対応した行為とみなすことができるものとする。

イ 連携者と連携して収集運搬を行う場

確保すること。)

また、連携する貨物自動車運送事業者等は緊急事態が発生した時には、搬入者に連絡すること。

③搬入者への情報提供

連携する貨物自動車運送事業者等は、積込み完了時、積替え完了時(鉄道を利用する場合には貨物自動車から貨物列車への若しくは貨物列車から貨物自動車へのコンテナの載替え時を、又は、船舶を利用する場合には貨物自動車(被牽引車がある場合は被牽引車)の乗船、下船時を含む。)、積下し完了時に、時刻、位置及びPCB廃棄物を識別できる情報をセキュリティを確保した回線で搬入者に通知すること。

④運搬車両の軌跡地図等の情報提供

連携する貨物自動車運送事業者等は、管理設備で表示・管理に供される軌跡地図等の情報をウェブ技術により、搬入者に提供すること。

⑤運行状況報告の提出

連携する貨物自動車運送事業者等は、運行終了時に、GPSシステムで把握した情報を搬入者に電子媒体で提出すること。

絡すること。

②運航状況報告の提出

連携する船舶運航事業者は、運航終了時に、船舶運航管理システムで把握した情報を運航状況報告として搬入者に電子媒体で提出すること。

	<p>合には、その連携者を含めたGPSシステムの運用体制を示すこと。</p> <p>⑦協議事項</p> <p>GPSシステムの運用に関し、JESCOとの通信方法の詳細等についての事項はJESCOと協議して定めるものとする。</p> <p>(3) (1)及び(2)に適合していることが確認でき、JESCOのシステムと接続するためのシステム改造費用等を負担すること。</p>					
(5) 水 の 付 着 等	<p>1. 受入基準第9「搬入するPCB廃棄物及び吸収材は、原則として雨水その他の水が付着し、又は吸収していないものでなければなりません。」を、実作業において実行する方法を示すこと。</p> <p>2. 漏れ防止型金属トレイを使用して運搬する場合について、受入基準別紙1別表(2)下欄5「トレイ及びPCB廃棄物は、水が付着し、又は浸透しないよう防水シートで被覆する等必要な措置を講じて運搬すること。」を、実作業において実行する方法を示すこと。</p>				<p>○作業方法が適切であると判断できる内容が、具体的に示されていること。</p> <p>○作業方法が適切であると判断できる内容が、具体的に示されていること。</p>	<p>○受入基準第9</p> <p>○受入基準別紙2別表(1)3</p> <p>○受入基準別紙1別表(2)下欄5</p> <p>○受入基準別紙2別表(1)3</p>
4 保 険	<p>処理施設に搬入するために運搬作業等を行う際に、事故等により他人に与えた損害を賠償できるようにするために、自動車保険その他の適切な保険に保険金額3億円を下限として加入していること。(ただし、JESCOの処理施設でのPCB廃棄物の積下し作業は、JESCOが自ら行う。また、貨物自動車ごと(被牽引車がある場合には牽引車から被牽引車を切り離さない。)その運転手も同乗して船舶によりPCB廃棄物を海上輸送する場合は、その輸送中の保険の取扱については、搬入者がその輸送中に係る保険に加入していない場合には、代替措置により対応できることを示すこと。)</p>	<p>処理施設に搬入するために、搬入者と連携して運搬作業等を行う際に、事故等により他人に与えた損害を賠償できるようにするために、自動車保険その他の適切な保険に保険金額3億円を下限として加入していること。(ただし、貨物自動車ごと(被牽引車がある場合には牽引車から被牽引車を切り離さない。)その運転手も同乗して船舶によりPCB廃棄物を海上輸送する場合は、その輸送中の保険の取扱については、連携する貨物自動車運送事業者等がその輸送中に係る保険に加入していない場合には、代替措置により対応できることを示すこと。)</p>		<p>処理施設に搬入するために、搬入者と連携して運搬作業等を行う際に、事故等により他人に与えた損害を賠償できるようにするために、船主責任保険その他の適切な保険に船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和50年法律第94号)第7条に規定する責任の限度額に相当する保険金額を下限として加入していること。</p>	<p>○搬入者にとっては受入基準第8(2)及び入門許可要綱第3⑥、連携する貨物自動車運送事業者等にとっては受入基準別紙2別表(2)3(2)及び連携する船舶運航事業者にとっては受入基準別紙2別表(4)3(2)に、それぞれ適合した付保内容になっていると判断できる内容が具体的に示されていること。</p> <p>○無害化処理費用及び公共水域への漏洩対応が担保されることが具体的に示されていること。</p> <p>○当該保険が、搬入を予定している日時から付保されることになっていると判断できる内容が具体的に示されていること。</p>	<p>○左記のとおり の付保内容、保険金額、加入予定日時になっていることを示した付保証明書及び全ての保険の保険証券と保険約款(写し)、又は申込書(写し)</p> <p>○搬入者又は連携する貨物自動車運送事業者等にとっては、貨物自動車ごと(被牽引車がある場合には牽引車から被牽引車を切り離さない。)その運転手も同乗して船舶によりPCB廃棄物を海上輸送する場合は、その輸送中の保険の取扱については、自ら</p> <p>○受入基準第8(2)</p> <p>○入門許可要綱第3⑥</p> <p>○受入基準別紙2別表(2)3(2)及び別紙2別表(4)3(2)</p>

									がその輸送中に係る保険に加入していない場合には、代替措置により対応できることを示す書類	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--